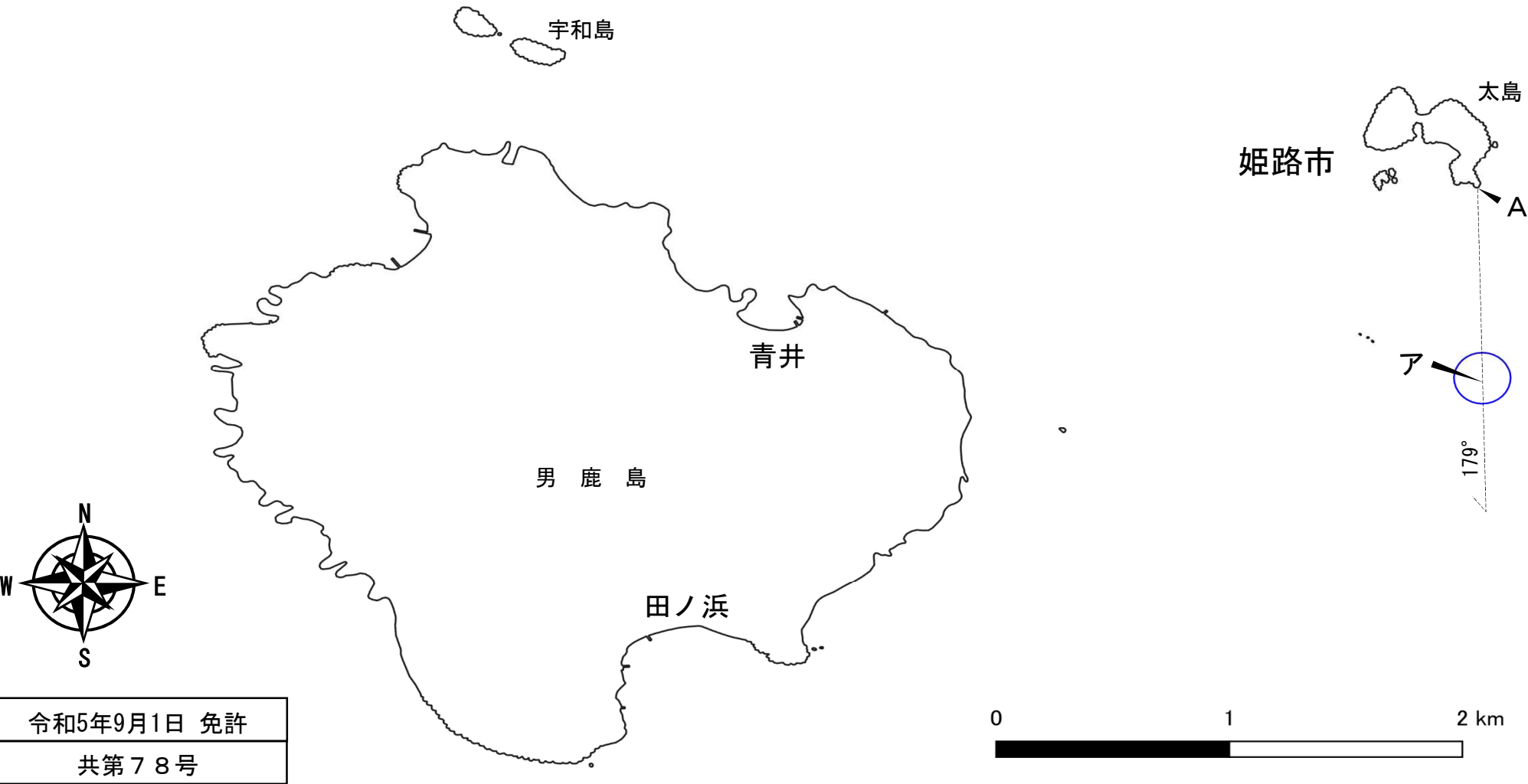


免許番号 共第78号
漁場の位置 姫路市家島町太島南岸地先
漁場の区域 次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域

点の位置
A 姫路市家島町太島タカノス南端
(北緯34度40.51分、東経134度36.64分)
ア Aから179度900メートルの点
(北緯34度40.02分、東経134度36.65分)



表示 番号	表 示										
	漁 場		別紙 漁場図のとおり		免許年月日		令和5年9月1日		存続期間		令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		制限又は条件	
1	3	つきいそ漁業		1月1日から12月31日 まで							
海 区		兵庫県瀬戸内海海区		免許番号		共第78号		摘 要			

免許番号		共第78号		摘要			
共 有 漁 業 権 事 項							
順位 番号	持分	事 項	順位 番号	持分	事 項	備 考	
	1	姫路市家島町宮110番地の1 家島漁業協同組合 姫路市家島町坊勢697番地 坊勢漁業協同組合					

表示 番号	表 示	漁 業 権 区		漁 業 権 区	
		順位 番号		順位 番号	
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	姫路市家島町宮110番地の1 家島漁業協同組合 他1組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		